

# RENTAI

愛高組版 権利手帳

ダイジェスト版

もっと休もう、  
学校をもっと休んで、  
リフレッシュしよう



## 休みの知恵蔵

### I 年休(年次有給休暇)

1. 年休の法的根拠と内容
2. 年休は形成権
3. 年休の時期変更権とは
4. 年休の単位
5. 時間年休
6. 年休の繰り越し
7. 年次休暇とその他の休暇

### II 療養休暇

1. 療養休暇とは
2. 療養休暇を取るには?
3. 私傷病の療養休暇と給与など

### III 特別休暇

1. 特別休暇は家族や社会のあり方を反映します
2. 出産と母性保障にかかわる特別休暇
3. 冠婚葬祭にかかわる特別休暇
4. 社会貢献と権利行使のための休暇
5. 災害等による特別休暇
6. 家族休暇
7. 子の看護休暇
8. 介護休暇

いちいち覚えてられないから  
つくりました。使ってね!

保存版

はじめに

仕事に追われ、忙しい毎日を送っているあなた、そして時には休んでリフレッシュしたいと思っっているあなた、年休とっていますか？

わたしたちには、休日も採点や授業準備、部活動の試合などで満足に休みがとれない実態があります。かつては、休むことを罪悪視する風潮があり、立場や気の弱い教職員は年休を思うようにとれない職場がありました。

しかし、日本でもようやく「休み」に市民権が与えられ、年休消化率の悪い社員に罰則を課す会社もでてきました。時代は、労働と休暇のほどよいバランスを探る方向へと進んでいます。

少し疲れ気味のあなた、少し立ち止まって自分のリズムを考えてみませんか。

# I 年休（年次有給休暇）



## 1 年休の法的根拠と内容

労基法は、労働者に有給による休暇を与えることを使用者の義務として定めています。これを年休（年次有給休暇）と呼びますが、県の「勤務時間・休日・休暇等に関する条例」の第9条では休暇の種類として年次休暇、療養休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇を規定し、第10条では年次休暇についてどのように定めています。

①年次休暇の日数は、4月から翌年3月までの1年度に20日。

②年休は職員への請求する時期に与える。（これを形成権といふ）

ただし、請求された時期にこれを与えることが業務の正常な運営を妨げる場合にお

いては、他の時期にこれを与えることができる。（これは時期変更権といふ）  
③年休の単位は、1日単位。ただし、職員から請求があった場合、1時間を単位として与えることができる。

④年休の繰り越しは、未使用日数は20日を限度として翌年度に繰り越すことができる。

## 2 年休は形成権

年休は、労基法に基づいた労働者の権利であり、承認を不要とし、請求するのみで発生するものとされ、自由に行使できま

す。したがって、年休の理由を問われてもそれを答える必要のないことは言うまでもありません。以前は、年休の理由をしつこく聞く管理職がいましたが、

最近はそのような報告はなくなりました。

年休は、あらかじめ届け出る必要はなくなっています。しかし、やむを得ない場合は「その勤務しなかつた日から、週休日、及び休日を除き遅くとも3日以内」に「所属長（学校長）に届け出ればよいことになっています。この届け出は、「総務事務システム」によつて行われ（もちろん電話でもかまいません）、年休は愛知県の事務処理要綱によつて「教頭専決」で処理されることとなつています。ただし、時期変更権とのかかわりで、「校長決裁」によつて処理される場合もありえますが、この場合でも学校長には、年休の時期変更権はあつても、承認権はないことは言うまでもありません。

## 3 年休の時期変更権とは

年休は「請求された時期」にこれを与えることが業務の正常な

運営を妨げる場合においては、他の時期にこれを与えることができる」（勤務時間条例第10条2項）とされていますが、この時期変更権は労基法第39条3項により、合理的客観的理由を明示しなければならず、恣意的な乱用は罰則規定が存在する程きわめて限定的に解釈されています。例えば、「斉年休闘争など」の場合に問題とされることがあります。実際に困った事例があつたり、時期変更権の乱用のむきがあれば、こうした事例は組合の直接交渉事項となりますので、愛高組へご相談下さい。

## 4 年休の単位

「年次有給休暇の分割された部分の」は、少なくとも中断されない2労働週からなるものとする（「LO137号条約」とされるように、年休は比較的長期の休暇を想定したものです。90年の人事院勧告で「計画的取

得」が盛り込まれ、92年5月13日付の「年次休暇の計画的使用の促進及び時間外勤務の縮減について」という教育長通知（愛知県教育規集C/D版）が出されているのも、その主旨からです。しかし、現実にはそうなつていません。「管理職は自ら率先して年次休暇を使用するよう努めること」（通知）とあるように、県教委は年休取得を勧めています。が、学校現場は「授業を欠かせない」として、この通知が無視されているのが現状です。

愛高組の調査によれば、年休の取得日数は03年度までは平均して5日程度でしたが、04年度から夏期休業中などの研修（教育職員特別法22条研修、職務専念義務免除の研修）が改善されて、研修報告書の提出が求められるようになったことによつて、研修を取るよりも年休で済ませようとする教員が増え、04年度は年休の取得日数が14.4日と急増しています。

研修の取得日数は平均で10日に満たない状況でしたが、もっと研修を取り、年休は休みたいとき、休まねばならないときに、取るようにしたいものです。

5

## 時間年休

年休は1日を単位とするもので、「職員からの請求があった場合に1時間を単位として与えることができる」とされています。愛知県は67年の人事委員会規則からすでに時間を単位とする規定があったのですが、他府県は導入されてきています。

これは、教職員の勤務規律管理強化という観点から出されたもので、もともと教職員の勤務は時間単位で拘束する性格のものとはされてきませんでした。93年11月に出了された「勤務規律の確保について」という通知も、こうした勤務時間の管理強化の流れの中にあるといえます。

時間年休の運用については、職場での慣行も存在しています。また、時間年休の取り扱いで学校によって存在する一部の不揃いを統するために92年1月には「服務に関する疑義の取り扱いについて」という通知が

出されています。

6

## 年休の繰り越し

年休は、その年度に与えられた日数のうち使わなかった日数があるときには、その日数のうち20日を限度として翌年度に繰り越すことができます。

私たちの調査によれば、年休の繰り越し日数が10日を超える教職員が大多数で、学校では年休が取れない、取らないといったのが実態のようです。

一人でも多くの皆さんが年休を繰り越さない(1年に20日はきちり使つ)ことので、こうした実態を変えていくことが必要です。

7

## 年次休暇とその他の休暇

年次休暇は比較的長期の休暇を想定したもので、使用者側

も「心身のリフレッシュに役立つ、その結果公務能力の向上に資する」(91.4.30教育長通知)とか、「年次休暇の自由使用の原則」(92.5.13教育長通知)との認識に立っていますから、何ら制限を加えられることなく自らの為に使用できる休暇です。

さて、年次休暇以外の療養休暇(有給)、特別休暇(有給)、介護休暇(有給)、組合休暇(無給)は目的が限定された休暇ですが、年次休暇にプラスして与えられるものです。

したがって、社会生活や家庭生活を営んでいく上で必要欠くべからざる休暇として勝ち取ってきたものですから、承認を必要

とする限定があるものの、その取得にかかわっていたずらに制限は加えられていません。

しかし、職場では授業時間の確保や業務運営の支障などを理由として、年次休暇以上に取りにくくなっているのが現状です。

現代社会は、社会生活や家庭生活がますます複雑になってきていますが、年次休暇と同様に生活に必要な休暇として療養休暇、特別休暇、介護休暇などを積極的に取得し、過労死などに至らぬように、「健康の増進、活力の向上等を図つて」(前記通知)ということが必要となつていくといえます。

## Ⅱ 療養休暇

### 1 療養休暇とは

勤務時間条例11条では「任命権者は、職員が傷病のため療養

を要するときは、人事委員会規則で定める期間の療養休暇を与えることができる」と規定しています。

また、「職員の休暇の取扱いに関する細則」(人事委員会告示)「職員の休暇等の取扱いについて」(教育長通知)で、この休暇は



職員の請求に基づいて、次に掲げる種類及び期間の療養休暇を与えることができるとしています。

ア公務上の傷病の場合、その療養に必要な期間

イ結核性疾患による出勤停止の場合、90日を超えない範囲内においてその療養に必要な期間

ウ私傷病の場合、その療養に必要な期間(90日を限度)

なお、療養休暇は当該休暇としての要件を備えている限り、年次休暇と関係なく承認を得ることができるとしています。

また、前記ア及びウの傷病治療のために通院する場合には、職員の請求に基づき1時間を単位として療養休暇を取ることができ

ます。  
この療養休暇は、具体的治療を要する傷病(もちろん風邪や頭痛等でも対象となります)が存在するかぎり、その取得にあつて何ら制限を加えられるものではありません。ただし、療養休暇は期間によって、昇給手当等に制限が加えられます。

## 療養休暇を取るには？

愛知県公立学校処務規定には、休暇の手続きとして「休暇の届出をし、又は承認を受けようとする場合において、次の各号に該当するときは、当該各号に掲げる書面を提出しなければならない」と規定しています。

・休暇が勤務を要しない日を除き引き続き6日以上にわたるとき、医師もしくは助産婦の証明書又は勤務に服することができない旨を明らかにした書面

・療養休暇が1月以上にわたるとき、休暇期間(月)ごとに医師の証明書

従って、連続6日未満の療養休暇を取得する場合には、特に書面等の提出の必要はないことになっています。愛高組の問い合わせに、県教委は「校長は要件を備えているという確認をして承認するのであるから、何らかの確認する方法が必要である。

確認の方法は、養護教諭など同僚の証言や薬剤袋診察券などで十分である。」  
「療養休暇よりは年次休暇を取得するように校長を指導することなどありえない」と回答しています。

## 3 私傷病の療養休暇と給与など

療養休暇の期間と給与等の関係は、それぞれの場合によって複雑になっています。そこで、私傷病による療養休暇の日数

と給与との関係に限って以下にまとめておきます。

- ①療養休暇が30日を超える場合  
・勤続手当が期間に心して減額  
・一般特昇から除外
- ②療養休暇が45日を超える場合  
・昇給日数が縮減
- ③療養休暇が90日を超える場合  
・休職手続きを取るのが一般的
- ④1カ月間で勤務をしなかった日数

- ・全部のときは、夜間勤務手当で通勤手当がカット
- ・継続16日以上のごときは、定産振手当がカット
- ⑤1カ月間に勤務をした日数が10日未満のときは、夜間勤務手当が減額

## Ⅲ 特別休暇

## 1 特別休暇は家族や社会のあり方を反映します

年休(年次休暇)は、人生を楽しく過ごすためのものです。そして、療休(療養休暇)は、疾病で療

養するためのものです。

では、特別休暇とはどんな休暇でしょうか？

特別休暇は、家族生活や社会生活を営む上で必要な責務を果たすためにおかれているものです。

したがって、家族の生活基盤が核家族化、共働き、高齢化など変化していけば、特別休暇の内



容も大きく変化していくものです。また、家族や社会のあり方は地域によって異なりますから、

地方自治体によって特別休暇の取り扱いに差があるのです。

ですから、特休(特別休暇)が年休や療休とどう違うのかと問われたら、「特休(特別休暇)は、家族と社会のために休むもの」と答えるのが最も適当です。

特別休暇は、有給であり、請求すればよく、提出書類等の必要は一部を除いて原則としてありません。ここでは、「出産母性保障」「冠婚葬祭」「社会貢献権利行使」「災害」「家族休暇」など特別休暇を紹介します。

## 2 出産と母性保障にかかわる特別休暇

特別休暇の中で「母性保障に関する休暇」は、表2に示すように7種類あります。

生理休暇については、89年の労基法と人事院規則の改悪で、生理休暇の名称が廃止されて

いますが、愛知県の勤務時間条例でこの権利が保障されています。しかし、実際に行使している人が少なくなっています。

- (1) 出産休暇：女性職員が出産する場合。
- (2) 育児時間：職員が生後1年6月にならない子を育てる場合。

生後1年6月の後も引き続き3年に達するまで育児のために同様の休みを取ることがができます。ただし、この場合は育児時間ではなく、育児休業として部分休業の扱いとなります。育児時間は有給の休暇ですが、これは無給ですから勤務しなかった時間の給料はカットされます。男性職員も取得することができます。

- (3) 生理休暇：女性職員が生理のため勤務が著しく困難な場合。
- (4) 妊産婦の保健指導／健康診査休暇：妊産中の女性職員が法律で規定する保健指導／健康診査を受ける場合。

- (5) 妊産婦の通勤緩和  
妊娠中の女性職員が通勤に

表1

## 母性保障に関する特別休暇

特別休暇の種類	要件	単位	確認方法	条例・規則等
1.【出産休暇】 出産する場合	産前および産後の期間を通じ16週間(多胎妊娠の場合にあっては22週間)とする。ただし、休暇の開始時期は、出産予定日前8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)以降の日から出産予定日前4週間(多胎妊娠の場合にあっては10週間)までの日とする	1日	医師又は助産婦の証明書	労働基準法第65条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第12条第1項の1(規則第5条第1項)「教職員の出産休暇の取り扱いについて」
2.【育児時間】 職員が生後1年6月に達しない子を育てる場合	1日2回各1時間以内の期間	1時間	必要ない	労働基準法第66条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第12条第1項の2(規則第5条第2項)
3.【生理休暇】 女子である職員が生理のため勤務が著しく困難である場合又は生理に有害な業務に従事する場合	1回について3日以内の期間	1日	必要ない	職員の勤務時間、休日、休暇に関する条例第12条第1項の3(規則第5条第3項)
4.【妊産婦の保健指導健康診査休暇】 妊娠中又は出産後1年以内の女子である職員が母子保護法に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠23週までは4週間に1回、妊娠24週から35週までは2週間に1回、妊娠36週から出産までは1週間に1回、出産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)、それぞれ1回について1日以内の期間	1日 又 1時間	母子健康手帳又は医師等の証明書	「県立学校職員および県費負担教職員の特別休暇の取り扱いについて」
5.【妊婦の通勤緩和】 妊産婦の女子である職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶと認められる場合	勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて1時間以内の期間	60分以内	母子健康手帳又は医師等の証明書	「妊娠中の女性職員に対する通勤緩和のための特別休暇について」(1974.4.26)
6.【妊娠障害休暇】 妊娠中の女性である職員が妊娠に起因する障害のため勤務が著しく困難である場合	一妊娠期間を通じて14日を越えない範囲内での必要な期間	1日 又 1時間	母子健康手帳又は医師等の証明書	「妊娠中の女性である職員が妊娠に起因する障害のため勤務が著しく困難である場合の特別休暇について」(1995.12.12改正)
7.【育児参加休暇】 妻(届出をしない事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含む)が出産する場合に、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子も含む)を養育するとき。	妻の産前及び産後の期間を通じ16週間(多胎妊娠の場合にあっては22週間)とし休暇の開始時期は、出産予定日前8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)以降の日から出産予定日前4週間(多胎妊娠の場合にあっては10週間)までの日、1年度において5日以内の期間	1日 又 1時間	休暇の申請に当たって証明書等の提出は要しない	「育児参加休暇の新設について」(2006.3.15)
8.【不妊治療休暇】	不妊治療を受けるための通院、実施説明会への出席などで、1の年に5日まで。(体外受精及び顕微授精の場合は、10日まで。)	1日 又 1時間	申請に当たっては理由書を提出	「不妊治療休暇の新設について」(2022.1.1)

表2

## 親族の死亡による忌引休暇日



死亡した親族	日数	死亡した親族	日数	死亡した親族	日数		
配偶者	7日	血族	1親等の直系尊属(父母)	7日	姻族	1親等の直系尊属	3日
			1親等の直系卑属(子)	5日		1親等の直系卑属	1日
			2親等の直系尊属(祖父母)	3日		2親等の直系尊属	1日
			2親等の直系卑属(孫)	1日		2親等の傍系者	1日
			2親等の傍系者(兄弟姉妹)	3日		3親等の傍系尊属(配偶者のおじおば)	1日
			3親等の傍系尊属(おじおば)	1日			

- 【備考】
- 同居する姻族の場合は、血族に準ずる。
  - 代襲相続の場合において祭具等の継承を受けた者は1親等の直系血族に準ずる。
  - 事実上婚姻関係と同様な事情にある者は配偶者と考え、姻族もこれに準ずる。
  - 日数は、休暇の承認が与えられた日から計算する。(勤務を要しない日は含まない)
  - 葬祭のため遠隔地を旅行する場合には、往復に要する日数を加算できる。



利用する交通機関の混雑により、健康維持に重大な支障を与える場合。

### (6) 妊娠障害休暇

妊娠中の女性職員が妊娠に起因する障害(患阻)つわり・妊娠中毒症・静脈腫4ヶ月未満の流産など)のため、勤務が著しく困難である場合。

(7) 育児参加休暇は、06年度から新設されました。

妻(届出をしない事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含む)が出産する場合に、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子も含む)を養育すること。

## 3

### 冠婚葬祭にかかわる特別休暇

#### (1) 忌引休暇

職員の親族の死亡の場合。

※遠隔地の場合、上記の日数に往復に要する日数を加算できる。

(2) 配偶者・父母・子の祭日(休暇職員の父母の祭日)(法事)取得方法は1日。義父母や配偶者の父母も含む。確認方法は必要な。

#### (3) 結婚休暇

職員が結婚する場合。

日数は6日まで。(週休日・休日は含めない)

取得方法は、「結婚の日」の5日前より1年を経過する期間内に取得する。「結婚の日」とは、婚姻届の提出日、挙式日、共同生活開始日のうちのいずれかを指す。

確認方法は必要な。

## 4

### 社会貢献と権利行使のための休暇

(1) 選挙権その他公民としての権利を行使する場合の休暇

日数は、必要に応じた日数。

確認方法は、当該事実を証明する書類の提示。

(2) 証人・鑑定人・参考人として、国地方公共団体の議会や



官公署へ出頭する場合の休暇日数は、必要に応じた日数。確認方法は、当該事実を証明する書類。場合によっては出張扱いとなることもある。

(3) 骨髄末梢血幹細胞移植のための休暇として骨髄移植登録の申し出、骨髄液の提供をする場合。

日数は、必要に応じた日数。確認方法は、当該事実を証明する書類。ただし、配偶者・父母・兄弟姉妹・子への提供はこれに含まない。

(4) ボランティア休暇として、

職員が自発的かつ報酬を得ないで、社会に貢献する活動で人事委員会が定める活動を行う場合。

日数は、1年に5日以内。1日及び半日単位で取得。

取得方法は、

① 自然災害にて相当規模の被害に見舞われた被災地を支援する災害ボランティア活動。

② 心身に障害のある人、負傷・疾病を患っている人に必要な処置を講ずることを目的とした施設での施設ボランティア活動。

ボランティア活動。

③ 日常生活を営むのに支障を来す人への支援や介護をするボランティア活動。

確認方法は、活動計画書を作成すること。ただし、詳細については事後の報告でかまわない。

95年1月の阪神・淡路大震災

や96年2月の日本海重油流失

事故をきっかけにして、職員が自発的かつ報酬を得ないで社会に貢献する活動を支援するために設けられた有給休暇です。ボランティア休暇が認められる活動の対象は、人事委員会規則で定めることになっていきますから、社会意識とボランティア活動の変化や自然災害の変動によって変わっていくこととなります。

## 5

### 災害等による特別休暇

(1) 自然災害等により、現住居が滅失、損壊した場合の休

暇日数は、必要に応じた日数。確認方法は、理由書を作成すること。

(2) 自然災害又は事故により、交通を遮断された場合の休暇日数は、必要に応じた日数。確認方法は、明らかである場合には必要な。

(3) 伝染病予防法により交通を遮断された時、隔離されたりした場合の休暇。

日数は、必要に応じた日数。確認方法は、理由書を作成すること。

## 6

### 家族休暇

家族休暇は86年に新設されたもので、特別休暇の項目が国並に改悪されたとき、それまであった厚生計画などの愛知県独自の特別休暇や従来からあった職務専念義務免除などの部分を家族休暇として取りまとめ、さらに一歩進んで改善されたものです。

家族休暇は特別休暇の項目ですが、さらに4種類に分かれ、1年度(4月1日～翌年3月31日)に合計で9日まで取得できます。

特別休暇は、社会の変化と現場の要求によって前進していくものであるといえます。わたしたちは、日々の家庭生活・社会生活の変化によって、こうした特別休暇の必要性が次々と生まれてくるわけですから、組合の活動の大切なひとつとして新しい特別休暇の改善に取り組んでいくわけです。

家族休暇には、8頁の表4のように第1号から第4号までの4種類があります。

家族休暇は86年に新設以後、10回を超える改正を経ています。詳細については総務務務システムから閲覧できる愛知県教育規程集を参照して下さい。

(ア)夏季…夏季において心身の健康、家庭生活の充実を図る場合。

(イ)家族看護…職員以外に家族を看護する者がいない場合。

①学生、生徒、18歳未満の年少者、65歳以上の高齢者、心身

等の障害者は看護者とは見なさない。

②職員が二人以上いる場合でも、どちらとも承認できるが、同一日には取得できない。

③正常分娩は看護対象と見なさない。

(ウ)子の参観…職員の子に關して、在学する諸学校で実施する各行事に出席する場合。

(エ)長期勤続…勤続20・25・30年を経過した翌年度に心身のリフレッシュを図る場合。

## 7 子の看護休暇

「子育て支援」を目的とする施策の一つとして、負傷または病気の中学校就学前の子を看護するために設けられた有給の休暇です。

対象は、職員が養育する中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子も含む)で、1年度につき5日、二人以上の子

がいる場合は10日、1時間単位での取得も可能です。

確認方法は理由書を提出します。その他、中学生以上の子については家族休暇の中の「家族看護」で対応できます。

## 8 介護休暇

職員が家族の介護をするために設けられた休暇です。

この休暇の取り扱いは家族の範囲を次のように定めています。

①配偶者、父母(義父母を含む)、子、子の配偶者。

②同居している2親等または3親等の親族。

ここでいう同居とは、同じ家に住んでいる場合のほかに昼夜泊り込みで介護する場合を含みます。ただし、夜間のみのように時間を区切った介護は同居とみなされません。

介護休暇が認められる条件

は、家族が負傷・疾病または高齢により食事・排泄・入浴・着替え・歩行などの日常生活の場面で援助を2週間以上必要とする状態になったときです。(2)週間未満と見込まれる時は家族休暇や年休で対応します。)

さらに、家族構成等により職員以外に介護者が得られないことが条件です。

期間は、連続する2週間以上6か月以内の必要な期間です。ここでいう6か月にはすべての休日を含めます。

取得単位は、日単位または時間単位です。時間単位で取得する場合は1日4時間以内で、始業時刻から取得するか終業時刻で取得を終了しなければなりません。勤務時間の両端に分割することはできません。中途に挟むことはできません。

給与面は、勤務しない時間の給与はカットされますが、期末手当は全額支給されます。勤勉手当は利用した日数が30日以内であれば全額支給されますが、これを超えた場合は減額されます。

申請には、介護の必要性がわかるような医師の証明書などのほかに、職員以外に介護者が得られない理由を述べた書面が必要で

## おわりに



休暇制度について述べてきましたが、上手に休暇を取り、こころと体をリフレッシュして、より良い教育活動を実践するためには、わたしたちの勤務時間についてもよく知っておく事が大切です。

勤務時間・給与・教職員共済などに役に立つ情報を利用したり、新たな権利を勝ち取ったりするために、あなたも組合に入って活躍してください。



表3

## 家族休暇一覧表（1年度に9日以内）

名称	事由	要件等	単位	提出書類 又は記載例	特別休暇承認簿の理由欄 の記載方法	取扱方針・方法
夏季	夏季において元気回復又は家庭生活の充実を図る場合	6月15日から9月30日までの期間に利用できる。ただし、6日以内	1日	なし	家族休暇 (夏季)	教育職員は、努めて7月21日から8月31日までの間に利用するものとする
家族看護	配偶者、1親等の親族及び住居を一にする3親等内の親族の疾病又は負傷について看護を必要とするときで、職員以外に看護者がいない場合	中学校入学前の子は対象外（子の看護休暇を適用）	1日 又は 1時間	看護のための家族休暇を必要とする理由書(別紙様式)	家族休暇 (看護)	看護のための家族休暇を必要とする理由書によって確認する。 被看護者に係る医師の診断書の提出は要しない。
義務教育等に係る 授業参観 入学式、 卒業式	職員の子の在籍する学校等（義務教育諸学校、幼稚園等・保育園、高等学校等）が実施する行事に出席する場合。授業参観、入学式若しくは卒業式、個人懇談会（三者懇談会、家庭訪問、その他担任教師と個々の児童・生徒の保護者との間における意志疎通を目的とする学校行事を含む名等で実施が通知されるものに限る）		1日 又は 1時間	学校等からの学校長名の通知文等実施を証明できる文書の提示を求める。	家族休暇 (授業参観等) と記入する。	授業参観には運動会、体育祭、文化祭、学芸会、学習発表会など児童生徒の学習成果を保護者に発表し、その参観を目的として行われる学校活動を含む。保護者懇談会には、担任教師と個々の児童生徒の保護者との意志疎通を目的とする学校行事を含む。（学級懇談会、修学旅行説明会、PTA関係会議等は含まない。）
長期勤続者の 旅行等	職員として20年、25年、又は30年の在職期間を経過し、基準日から起算して1年以内に旅行等によりリフレッシュを図る場合	「基準日」とは、20年、25年、又は30年の在職期間を経過後の最初の4月1日とする。	1日	なし	家族休暇 (永年勤続)	年度の中途において新たに職員となった者の1年未満の勤務期間は1年とみなす。



## 愛高組（愛知公立高等学校教職員組合）の連絡先

  
[www.ne.jp/asahi/jtu/aikoso](http://www.ne.jp/asahi/jtu/aikoso)

発行所

〒460-0017 名古屋市中区松原2丁目10-3  
 愛知社会文化センター内  
 電話 052(684)4312 FAX.052(684)4314  
 E-mail: rentai@aqu.ocn.ne.jp